

文京総合体育館外6スポーツ施設の 指定管理者の評価結果について

文京総合体育館外6スポーツ施設の令和2年度管理運営実績について、以下のとおり評価を実施した。

1 指定管理者

東京ドームグループ・ミズノ共同事業体

2 管理運営施設（7スポーツ施設）

文京総合体育館、文京スポーツセンター、文京江戸川橋体育館、小石川運動場、後楽公園少年野球場、六義公園運動場、竹早テニスコート

3 評価の経過

アカデミー推進部に設置した指定管理者評価検討会（以下「評価検討会」という。）において、令和3年7月に評価（一次評価）を行った。

4 評価結果

裏面のとおり

評価主体		評価検討会 (一次評価)
分野 評価	サービス向上の有効性 【配点40点】	40点 A
	経費の効率性 【配点12点】	10点 B
	管理運営の適正性 【配点36点】	28点 C
	業務の改善性 【配点なし】	評価対象外
総合評価 【配点88点】		78点 (89%) B

なお、詳細は別紙のとおり。

《分野評価及び総合評価の見方》

評価	評価内容及び基準	
A	特に優れている。	(合計得点が、配点の90%以上)
B	優れている。	(合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	おおむね適正である。	(合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	改善が必要である。	(合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	相当な改善が必要である。	(合計得点が、配点の40%未満)

文京総合体育館外 6 スポーツ施設
指定管理者の管理運営に対する評価報告書
【令和 2 年度実績】

令和 3 年 7 月

アカデミー関連施設（スポーツ施設）
指定管理者評価検討会

所管課	アカデミー推進部スポーツ振興課
評価対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 (指定期間5年中の2年目)

1 指定管理の概要

施設名称	①文京総合体育館 ②文京スポーツセンター ③文京江戸川橋体育館 ④小石川運動場 ⑤後楽公園少年野球場 ⑥六義公園運動場 ⑦竹早テニスコート
施設の設置目的	スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上並びに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
指定管理者名称	東京ドームグループ・ミズノ共同事業体
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に係る業務 (2) 施設の使用の承認に係る業務 (3) 施設等の維持管理に係る業務 (4) 利用料金の収受に係る業務
利用料金制の有無	有

2 収支状況

(1) 指定管理料及び利用料金

年度		元	2	3	4	5
収 入	指定管理料	361,310,000	356,188,000			
	利用料金収入	240,946,087	145,707,698			
	事業収入	4,567,840	7,053,950			
	合計(A)	606,823,927	508,949,648			
支 出	科目	内訳				
	人件費		287,818,644	294,412,207		
	事務費		20,844,923	21,119,115		
	賃借料		3,444,408	4,477,896		
	光熱水費		175,373,100	133,543,639		
	修繕費		6,430,716	4,472,773		
	維持管理費		33,983,287	41,483,631		
	事業費		13,090,318	8,247,720		
	租税公課費		25,590,356	14,601,692		
	利用料金収入 還元		0	0		
	合計(B)		566,575,752	522,358,673		
収支(A) - (B)			40,248,175	-13,409,025		

【特記事項】

- ・利用料金収入については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による利用人数制限や、施設の休館休場により、当初見込み額(234,524,000円)に対して利用料金収入額(145,707,698円)が下回ったため、基本協定書第26条の規定に基づく区への還元はなかった。
- ・利用制限や休館休場により、利用料金収入の減収が発生したため、2回に分けて補填を行った。4月～10月分を75,802,681円確定払で支払った。11月～3年3月分を53,211,746円概算払で支払い、清算を行う。
- ・文京スポーツセンターは、平成30年7月のリニューアルオープン以降、光熱水費及び修繕費のランニングコストを積算する十分な実績期間がないため、概算で支払った上で清算を行った。
- ・六義公園運動場は、施設管理事務所が令和2年度1月まで改修工事中であり、光熱水費のランニングコストを積算する実績期間がないため、概算で支払った上で清算を行った。

(2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

年度		元	2	3	4	5
収 入	自主事業（教室）	112,519,454	81,733,680			
	物販収入（商品）	5,986,284	3,014,744			
	自動販売機収入（目的内）	7,045,722	4,508,092			
	自動販売機電気代（区負担金）		147,050			
	ロッカー等収入	1,870,760	1,211,863			
	合計（A）	127,422,220	90,615,429			
支 出	自主事業費	99,228,790	84,759,212			
	物販原価費（商品）	3,801,934	2,006,161			
	光熱水費（目的内）	910,739	794,374			
	占有料	99,348	103,260			
	自主事業成果配分	9,393,000	2,391,000			
	租税公課費	7,669,869	4,711,501			
	合計（B）	121,103,680	94,765,508			
収支（A）－（B）		6,318,540	-4,150,079			
【特記事項】						
<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業成果配分とは、基本協定書第27条の規定に基づく、自主事業による収入額の還元で、第1項の自主事業に係る利益還元と、第2項の自動販売機に係る利益還元を足したものである。 ・令和2年度は自動販売機に係る利益還元のみ発生した。 ・自主事業については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う利用制限や休館休場により、事業収入が減収となったため、4月～6月分の補填として7,494,063円を確定払で支払った。 						

3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	アカデミー推進部長 高橋 征博
2	副座長	アカデミー推進部アカデミー推進課長 細矢 剛史
3	委員	アカデミー推進部スポーツ振興課長 川崎 慎一郎
4	委員	安藤 厚男（屋外施設利用者）
5	委員	村田 佳伊子（屋内施設利用者）
6	委員	古島 恭子（屋外施設利用者）
7	委員	水間 早苗（屋内施設利用者）

4 評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	協定書	①
2	業務要求水準書	①
3	事業計画書	①②⑨⑩⑱
4	企画提案書	①②⑨⑩⑱
5	事業報告書	①②⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑱
6	利用者懇談会（利用者アンケート）実施報告書	③⑤
7	広報物	④
8	金銭出納帳	⑪
9	備品台帳	⑮
10	所管課によるモニタリング結果	①⑭
11	苦情とその対応の記録	⑥
12	個人情報保護規定・情報公開規定及びその対応記録	⑯⑰
13	危機管理マニュアル及びその対応記録	⑱
14		
15		
16		

5 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性【配点40点】	A 40点	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	4	4
		② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	8	4	8
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	4	4
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	4	4
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	4	8
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	4	4
		⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	8	4	8
<p>【評価理由】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症蔓延禍であったが、共同事業体として各々の得意分野を活かし、協定書や業務要求水準書で求めている事業で、感染症対策を講じ実施可能な事業は、適切に実施しているのに加え、小中学校の水泳事業の中止を受けての夏季水泳教室の追加実施など、臨機応変に事業を実施している。また、トレーニングルーム専用の飛沫防止シートの設置等を行い、適切に施設運営がされるよう対応をしている。</p> <p>②スイミングスクールや体操教室、チアリーディング教室等、次世代を担う幼(園)児・児童向けの事業が実施されているのに加え、令和元年度より高齢者の健康促進事業として実施しているセミゴールド会員制度の登録数は前年と比較し増加している。また、休館休場中には区との協働により、エクササイズ動画を発信するなど、新しい生活様式に準じた事業も実施している。</p> <p>③令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に関する具体的な意見を収集し、意見を真摯に捉え即時対応を行うなど、積極的な取り組みを行っている。また、改善した報告を館内掲示板に掲出するなど、利用者へのフィードバックも行われている。</p> <p>④スポーツの日事業では、独自に新聞折り込みによる周知を実施し、パンフレット等にQRコードを取り入れることによって、情報へのアクセスを改良している。また、施設ホームページのリニューアルや、新たな情報発信ツールとしてSNSを活用し、利用者にリアルタイムで施設情報を発信している。</p> <p>⑤意見や要望を収集し、常に柔軟な対応や改善を行っていることで、利用者アンケートで高い評価を得ている。また、アンケート結果を判断材料として分析するとともに、過去の結果との比較を行うなど有益な活用が行われている。</p> <p>⑥色々な視点からの意見がある中、苦情や意見に真摯に受け止め、迅速かつ柔軟に対応している。</p> <p>⑦令和2年度の全施設利用者数は591,170人であった。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、約2か月間の全館閉場や夜間利用中止、年間を通しての利用人数制限等の様々な厳しい制限があったが、当該指定期間開始前対比では約60%を維持している。</p>					
経費の効率性【配点12点】	B 10点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	4	4
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
<p>【評価理由】</p> <p>⑧電気供給の自由化として令和元年度よりPPSを導入し、電気料金が導入前と比べ、31.2%の大幅な削減となっている。</p> <p>⑨安全性を優先し、可能な限り施設の補修を行う等、指定管理料の範囲内で工夫して快適な利用環境を保つ取り組みを行っている。</p> <p>⑩これまで研修による指導スキルの向上等で、プールやトレーニングルームの個人利用者数は増加したが、利用料金収入は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による利用人数制限や施設の休館休場があったため、見込み額に対しては60.5%となった。</p>					

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性 【配点36点】	C 28点	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
		⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	3	3
		⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失及びき損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰ 文京区情報公開条例の趣旨に則り、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
		⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	4	4
		⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
【評価理由】					
<p>⑪収入日計表により内訳毎に管理されており、現金については速やかに指定管理者口座へ入金処理を行うなど、適正に管理されている。</p> <p>⑫大会時や夏季のプール利用など、混雑が予想される場合については、監視員の人員を増員する等、安全管理及び適正なサービスの対応を行う等の工夫が見られるが、平常時に人員が少ないと思われる状況がある。</p> <p>⑬スポーツ施設の運営に必要な内容を主とした研修を、社員・アルバイトを問わず実施しており、特に救命技能認定講習会(AED)はアルバイト職員を含めて全スタッフに受講させている。</p> <p>⑭日常点検や熱中症対策に加え、新型コロナウイルス感染症蔓延禍における清掃作業についても、特別消毒作業を日に2回以上実施するなど、利用者が安心して施設を利用できるよう、感染症対策を意識していることが見られる。また、休館休場中の期間を利用し、施設の修繕や例年夏季に行っていたプールの水抜きを行う等の利用者への配慮も見られた。</p> <p>⑮備品台帳に基づいて確認を行うとともに、指定管理者の所有する備品についても個別に写真入りの台帳を作成する等、適切に管理が行われている。</p> <p>⑯個人情報保護に関するプログラムを策定するとともに、保有する個人情報については施錠管理が徹底されており、適切に保管されている。また、プライバシーマークの研修を受講する等の事故の防止に努めており、文京区個人情報保護条例が遵守されている。</p> <p>⑰区からの情報提供依頼に対し、迅速に対応する体制が整っており、実際に当該情報が提供された。</p> <p>⑱利用者に対し、掲示板に避難経路や防災地図を掲示する等により日常的に緊急時の利用者の動線や動きについて周知を図っている。加えて、「ヒヤリハット」報告を職員に課すことにより、未然に事故や事件を防ぐ工夫が見られる。施設利用者が持病による心肺停止を引き起こした際には、早急に救護活動を行い、重大事故を防ぐといった緊急事態への対応もしっかり見られた。</p> <p>⑲資源環境部による省エネ指導のアドバイスに基づき、省エネ活動に取り組んでいる。また、環境にやさしい水力発電に力を入れている電力会社に切り替え、二酸化炭素排出削減等の環境対策も実施された。</p>					
業務の改善性 【配点12点】	—	⑳ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
	《前回の指摘事項》				
	【評価理由】				

(2) 総合評価

評価	B	得点	78点 / 88点
<p>【所見】</p> <p>○当該指定管理者については、評価項目毎に評価理由を記載したが、特に以下に掲げる点については、高く評価できるものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業実施において、小中学校の水泳授業中止を受け、夏季短期水泳教室の追加実施を行ったように、区民のニーズに合わせた事業を実施することができている。また、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、実施が可能な事業については、感染症対策を講じ、適切な事業実施を行った。・利用者への広報方法の工夫について、SNSを活用し情報発信を行っている。施設が休館休場期間であっても、事業のお知らせ等を利用者へ発信することができ、また、プールやトレーニングルームの空き状況を発信することで、利便性の向上に大きく寄与している。・新型コロナウイルス感染症対策として、特別消毒作業の実施やパーティションを随所に設置する等の対応を行い、環境に合わせた施設運営がなされている。・休館休場期間内で、プールの水抜きや施設改修を行ったように、自粛期間を有効に活用し、利用者へのサービス向上について工夫がなされている。 <p>○今後、留意して施設の管理運営に努められたい事項</p> <ul style="list-style-type: none">・依然として新型コロナウイルス感染症が拡大しているため、引き続き、感染症対策を講じるとともに、館内の清掃及び消毒を徹底するよう努められたい。・スタッフ間で接遇等の利用者対応に差異が生じないよう、引き続き全スタッフを対象とした、情報共有及び研修等によるスキルアップに努められたい。 <p>【改善すべき事項】</p>			

《評価結果の見方》

(1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

① 4段階評価・乗率

評価	評価内容及び基準	乗率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② 5段階評価

評価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

(2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)